3-2 社会的状况

3-2-1 人口及び産業

(1) 人口の動態及び世帯数

名古屋市、港区及び調査地域の平成27年10月1日現在における人口及び世帯数は表3-2-1に、名古屋市及び港区の平成22年10月1日現在における昼夜間人口は表3-2-2に、平成28年10月1日現在における年齢別人口構成比は図3-2-1に示すとおりである。

平成27年の人口は、名古屋市は増加傾向を示しているが、港区では減少傾向を示している。 1世帯当たりの人員は、港区及び調査地域は名古屋市と比べ多い。

平成 22 年 10 月 1 日現在の昼夜間人口比率は、港区は名古屋市とほぼ同水準の約 114.1% であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

港区の年齢別人口は、名古屋市に比べ65歳以上の構成比がわずかに高くなっている。

出典) 「平成27年国勢調査名古屋の町(大字)・丁目別人口について(区別世帯数と人口)」(名古屋市ホームページ)

「平成 22 年国勢調査 名古屋の昼間人口(従業地・通学地集計結果)」(名古屋市ホームページ) 「平成 28 年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ホームページ)

	区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たり の人員 (人)	平成 22 年 人口(人) (B)	增加率 (%)			
名古屋市		2, 296, 014	1, 057, 936	2. 17	2, 263, 894	1.4			
港区		146, 789	61, 540	2. 39	149, 215	-1.6			
	うち調査地域	14, 455	6, 173	2. 34	-	-			

表 3-2-1 人口及び世帯数 (平成 27 年)

- 注) 1:人口及び世帯数は各年10月1日現在
 - 2: 增加率(%)=((A-B)/B)×100
 - 3:街区単位の人口・世帯数に基づいて調査地域の人口・世帯数を集計した。

表 3-2-2 昼夜間人口 (平成 22 年)

区 分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
名古屋市	2, 569, 376	2, 263, 894	113.5
港区	170, 191	149, 215	114. 1

注) 1: 平成 22年 10月 1日現在

2:昼夜間人口比率=(昼間人口/夜間人口)×100

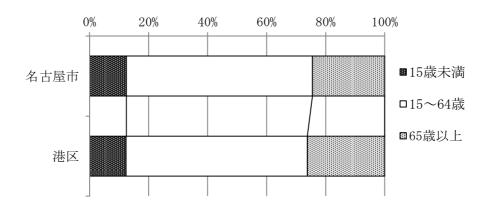


図 3-2-1 年齢別人口構成比(平成28年)

(2) 産業

名古屋市及び港区の平成26年7月1日現在における産業別事業所数並びに従業者数の構成 比は、図3-2-2及び図3-2-3に示すとおりである。

名古屋市及び港区における事業所数、従業者数は、いずれも第三次産業の割合が高くなっている。名古屋市と港区との比較では、事業所数、従業者数のいずれも、港区の第二次産業の割合が名古屋市よりも高くなっている。

出典) 「平成26年 経済センサス-基礎調査(確報) 結果の概要」(名古屋市ホームページ)

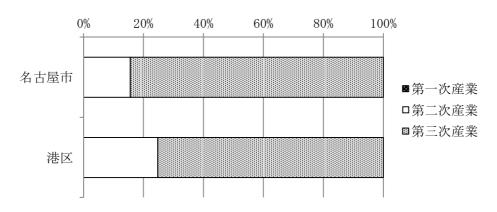


図 3-2-2 産業別事業所数の構成比

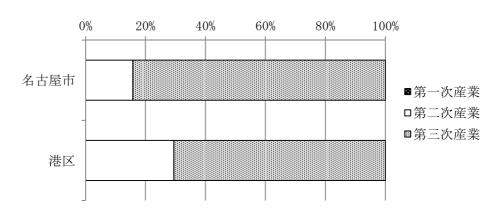


図 3-2-3 産業別従業者数の構成比

3-2-2 土地利用

(1) 土地利用の状況

名古屋市の平成27年における土地利用の状況は、表3-2-3に示すとおりである。名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く52.5%、次いで道路の19.2%となっている。

調査地域の建物用途の状況は、図 3-2-4 に示すとおりである。調査地域は、供給・処理・運輸施設用地及び住居施設用地、公園・緑地等が多く、事業実施想定区域の北には水田があり、建物用地は少ない。事業実施想定区域の周囲には、供給・処理・運輸施設用地、商業施設用地、工業施設用地が点在している。

出典)「土地に関する統計年報(平成 28 年版)」(愛知県,平成 28 年) 「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市,平成 23 年)

表 3-2-3 土地利用の状況 (平成 27 年)

単位: ha

区分	行政面積		農地	森林		森林 原野等	水面•	道路	宅地	その他
		田畑	林小	林州「原野寺	河川・水路	坦昭	七地	*C V /TIE		
名古屋市	32, 645	1,070	512	554	1,017	_	1, 505	6, 259	17, 149	5,644
		(3.3)	(1.6)	(1.7)	(3. 1)	ı	(4.6)	(19. 2)	(52. 5)	(17. 3)

注) 1: () 内は、合計に対する割合を示す。

2:集計時点は次のとおり。

行政面積:平成27年10月1日現在

農地: 平成 27 年 7 月 15 日現在

森林、原野等、水面・河川・水路:平成27年3月31日現在

道路: 林道は平成27年3月31日現在、農道は平成27年8月1日現在、一般道路は平成27年4月1日現

在

宅地:住宅地は平成27年1月1日現在、工業用地は平成26年12月31日現在

(2) 「都市計画法」に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調査地域は、名古屋都市計画区域に含まれている。

「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域等の指定状況は、図 3-2-5 に示すとおりである。調査地域は、事業実施想定区域は準工業地域に含まれるが、事業実施想定区域の南側と東側の一部は市街化調整区域に指定されている。庄内川及び新川を挟んだ東側は、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域に指定されている。なお、調査地域に風致地区の指定はない。

「都市計画法」に基づく高度地区の指定状況は、図 3-2-6 に示すとおりである。事業実施 想定区域は、一部を除いて絶対高 31m 高度地区に指定されている。

「流通業務市街地の整備に関する法律」(昭和41年法律第110号)に基づく流通業務地区の指定状況は、図 3-2-7に示すとおりである。事業実施想定区域の周辺は西部流通業務地区に指定されている。

出典) 「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ) 「流通業務地区(西部流通業務地区・藤前流通業務団地)」(名古屋市ホームページ)

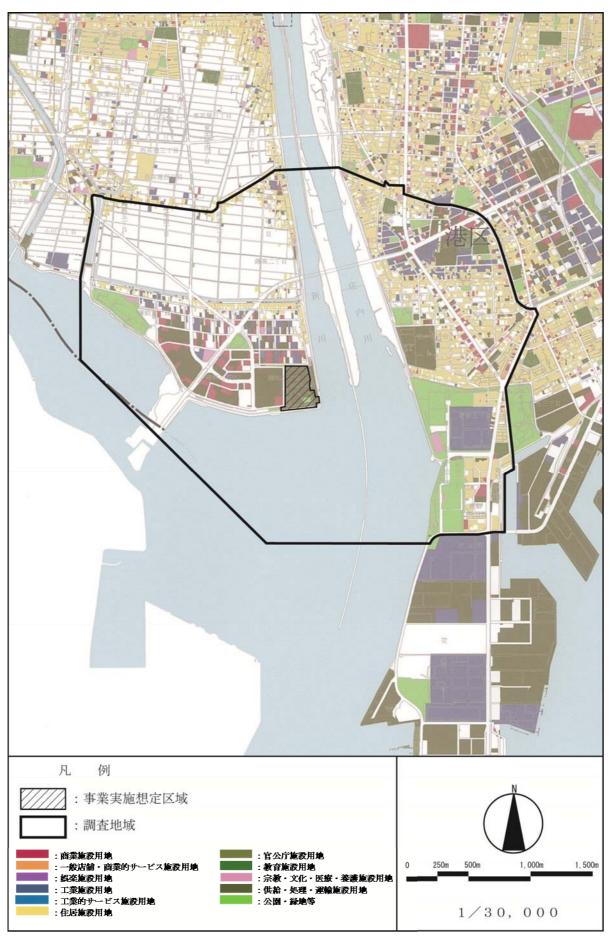


図 3-2-4 建物用途の状況

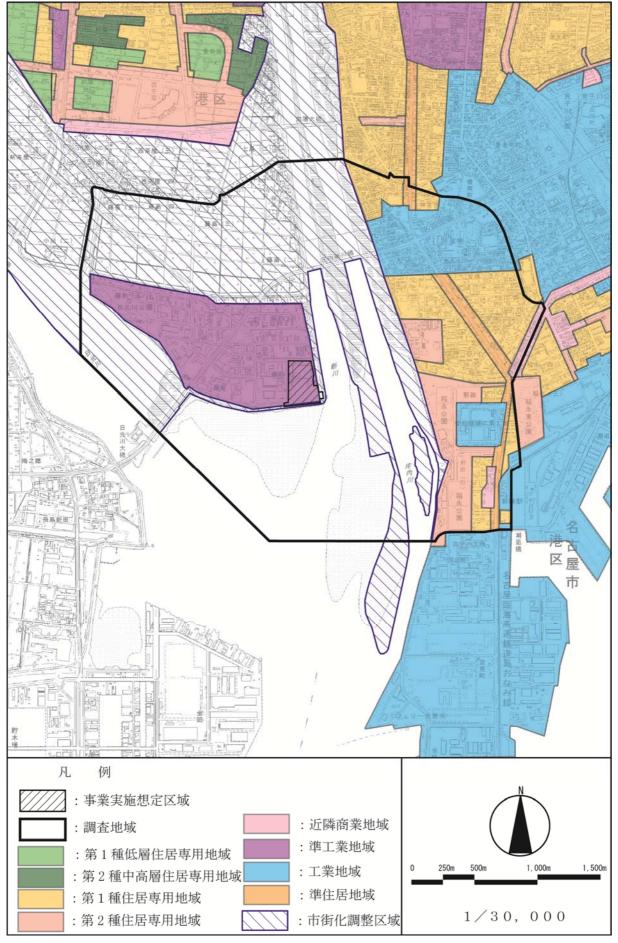


図 3-2-5 用途地域の指定の状況

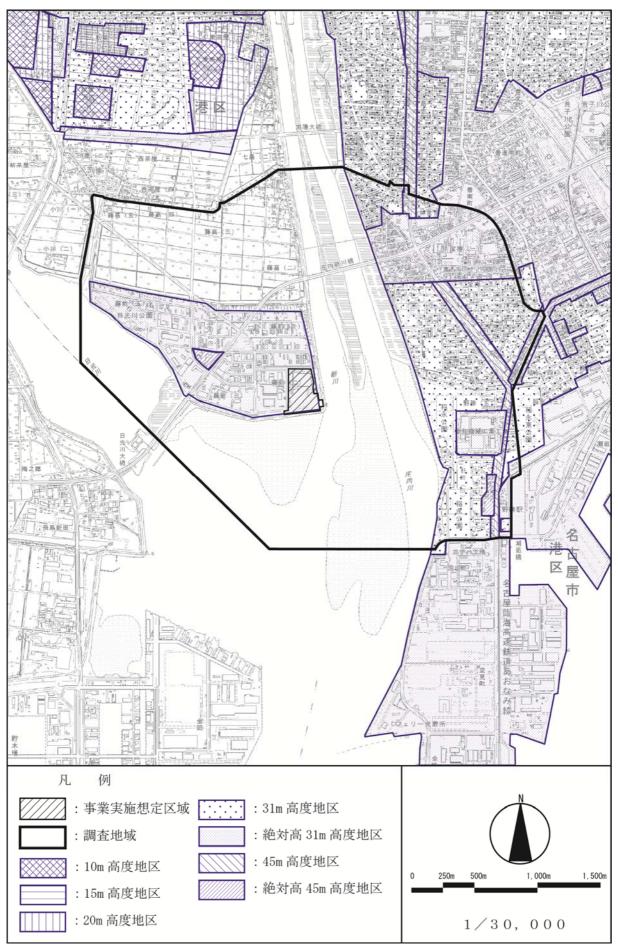


図 3-2-6 高度地区の指定

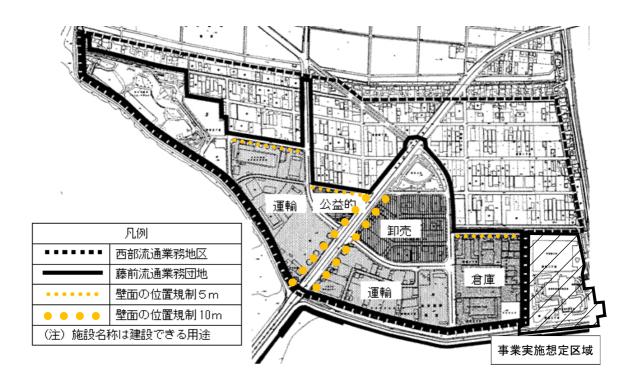


図 3-2-7 流通業務地区の状況

(3) 周辺地域における開発の動向

調査地域には大規模な開発事業は予定されていない。

3-2-3 水域利用

調査地域には、河川、海域とも漁業権は設定されていない。また、調査地域は、「工業用水法」 (昭和31年法律第146号) による規制対象地域に指定されていない。

庄内川水系は、調査地域において用水等の取水はない。

出典)「JF-NET」(JF グループホームページ) 「みんなで守ろう地域の地下水<地下水を利用される皆様へ>」(愛知県ホームページ) 「庄内川水系河川整備計画【大臣管理区間】」(国土交通省中部地方整備局ホームページ)

3-2-4 交通

(1) 交通網の状況

鉄道については、図 3-2-8 に示すとおりである。調査地域には東南端に名古屋臨海高速鉄道のあおなみ線が通っている。

バス路線については、図 3-2-8 に示すとおりである。調査地域には、主に市バスが運行しており、一般国道 23 号では三重交通バスが運行している。

主要な道路網については、図 3-2-9 に示すとおりである。調査地域には、一般国道 23 号、主要市道金城埠頭線、一般市道の茶屋線、万場藤前線及び庄内川左岸線が通っている。

出典)「国土数値情報」(国土交通省ホームページ) 「バス路線図」(名古屋市交通局ホームページ) 「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ) 「名古屋市交通量図(平成 22 年度)」(名古屋市, 平成 24 年)

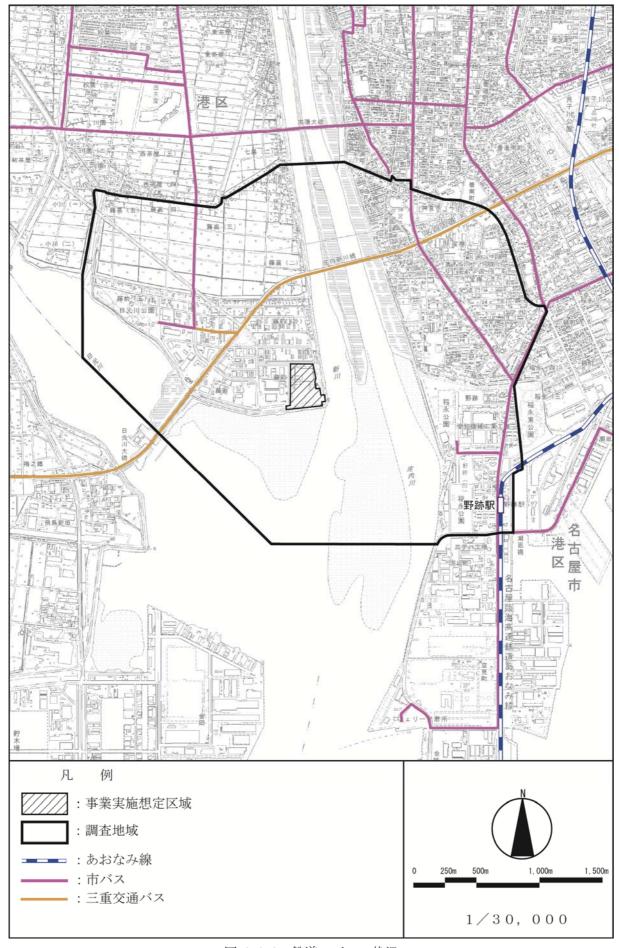


図 3-2-8 鉄道・バスの状況

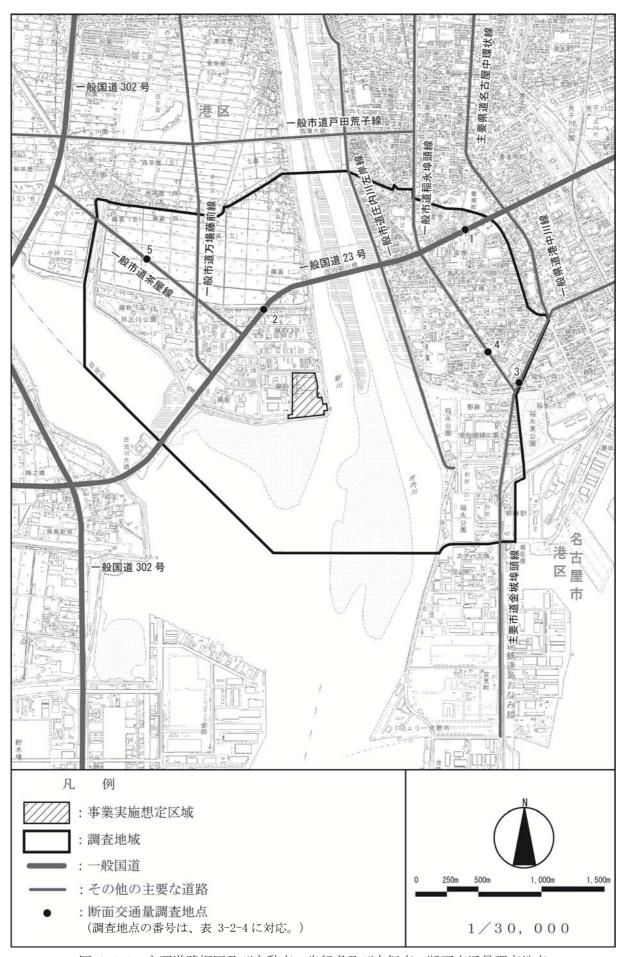


図 3-2-9 主要道路網図及び自動車、歩行者及び自転車の断面交通量調査地点

(2) 道路交通の状況

調査地域における自動車交通量(二輪車を除く)、歩行者及び自転車交通量は、表 3-2-4、 調査地点は図 3-2-9に示すとおりである。

自動車交通量が最も多いのは、一般国道 23 号で、宝神一丁目、藤前一丁目のいずれも平日が約 39,000 台/12 時間で、大型車混入率は 45.2~52.0%で他の路線に比べて高い。また、主要市道金城埠頭線の自動車交通量は、平日が約 13,000 台/12 時間、休日が約 9,000 台/12 時間、一般市道稲永埠頭線は、平日が約 9,500 台/12 時間、休日が約 6,600 台/12 時間で、いずれの路線も平日の方が休日より多く、大型車混入率は休日の方が低くなる。一方、自転車、動力付二輪車の交通量は、休日の方が平日よりも多い。

出典) 「平成22年度名古屋市一般交通量概況」(名古屋市,平成24年)

No.	学的任何	調査・ 観測地点		24 時間 交通量				
	道路種別 路線名		歩行者 (人)	自転車 (台)	動力付 二輪車 (台)	自動車(台)	大型車 混入率	自動車(台)
1	一般国道 一般国道 23 号	港区宝神一丁目	- (-)	- (-)	- (-)	39, 321 (-)	52. 0 (-)	63, 481 (-)
2	一般国道 一般国道 23 号	港区藤前一丁目	- (-)	- (-)	- (-)	39, 424 (-)	45. 2 (-)	63, 253 (-)
3	主要市道 金城埠頭線	港区稲永五丁目	436 (530)	299 (647)	113 (218)	13, 035 (8, 793)	15. 5 (4. 0)	- (-)
4	一般市道 稲永埠頭線	港区宝神四丁目	251 (180)	219 (471)	73 (154)	9, 481 (6, 584)	22. 6 (4. 8)	- (-)
5	一般市道 茶屋線	港区藤高四丁目	1 (-)	6 (-)	35 (-)	3, 172 (-)	40.1	- (-)

表 3-2-4 自動車、歩行者及び自転車交通量(平成22年度)

- 注) 1: 交通量の上段は平日、下段() 内は休日の結果を示す。
 - 2:12時間交通量の観測時間は、午前7時~午後7時。
 - 3:路線名は「平成22年度名古屋市一般交通量概況」(名古屋市,平成24年)を使用している。

(3) 公共交通機関の利用状況

調査地域にあるあおなみ線野跡駅における平成27年度の駅別乗車人員は表3-2-5に示すとおりであり、年間利用人数は約35万人である。

出典) 「平成28年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ホームページ)

表 3-2-5 駅別乗車人員(平成 27 年度)

単位:人/年

あおなみ線	乗車人員
野跡駅	348, 461

3-2-5 地域社会等

(1) 学校、医療機関、コミュニティ施設等

学校の状況は図 3-2-10、医療機関、コミュニティ施設等の状況は図 3-2-11、福祉施設の 状況は図 3-2-12 に示すとおりである。

調査地域には、幼稚園、中学校がそれぞれ1箇所、小学校が2箇所ある。また、医療施設は8施設、コミュニティ施設は2箇所ある。福祉施設は9施設あり、うち保育園は3施設ある。いずれも、事業実施想定区域とは庄内川、新川を挟んだ対岸に分布している。

出典) 「国土数値情報」(国土交通省ホームページ)
「なごやの健康福祉 2016」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市内の保育所等認可施設・事業所一覧」(名古屋市ホームページ)
「あいち医療情報ネット」(愛知県ホームページ)
「港区内施設案内」(名古屋市ホームページ)

(2) 文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「愛知県文化財保護条例」 (昭和 30 年愛知県条例第 6 号)及び「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)により指定された文化財はない。

出典) 「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ホームページ)

(3) 交通安全の状況

名古屋市内の平成28年における交通事故死者数は30人となっており、前年から22人減少した。うち港区では交通事故死者数は4人となっており、前年から3人減少した。

出典) 「市内の交通事故発生状況(平成28年中)」(名古屋市ホームページ)

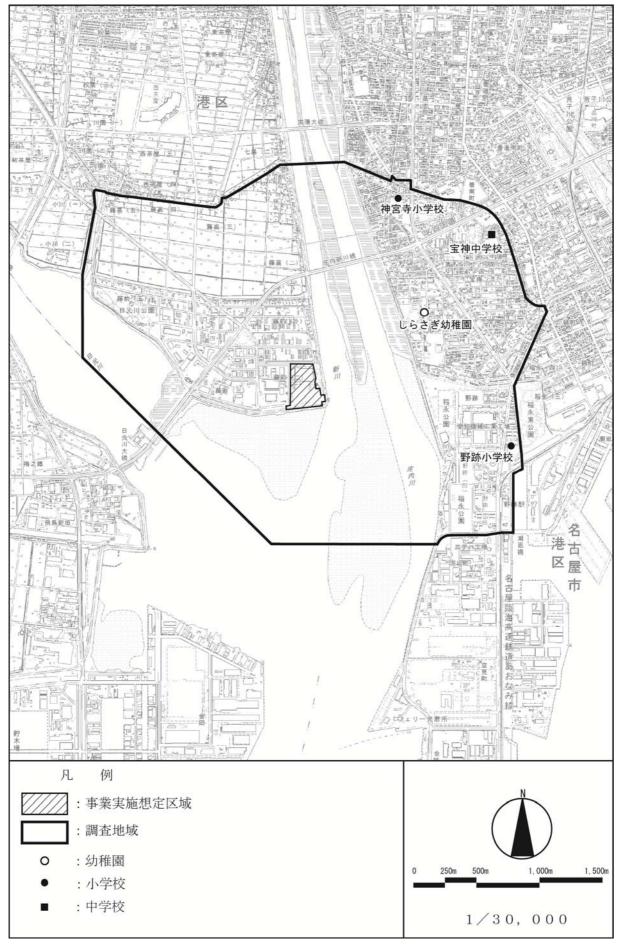


図 3-2-10 学校位置図

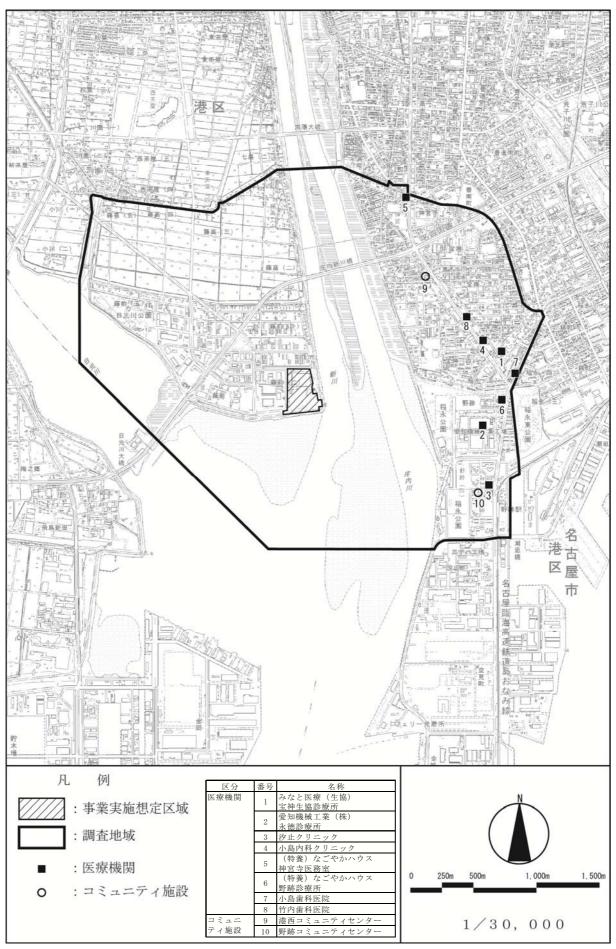


図 3-2-11 医療機関、コミュニティ施設等位置図

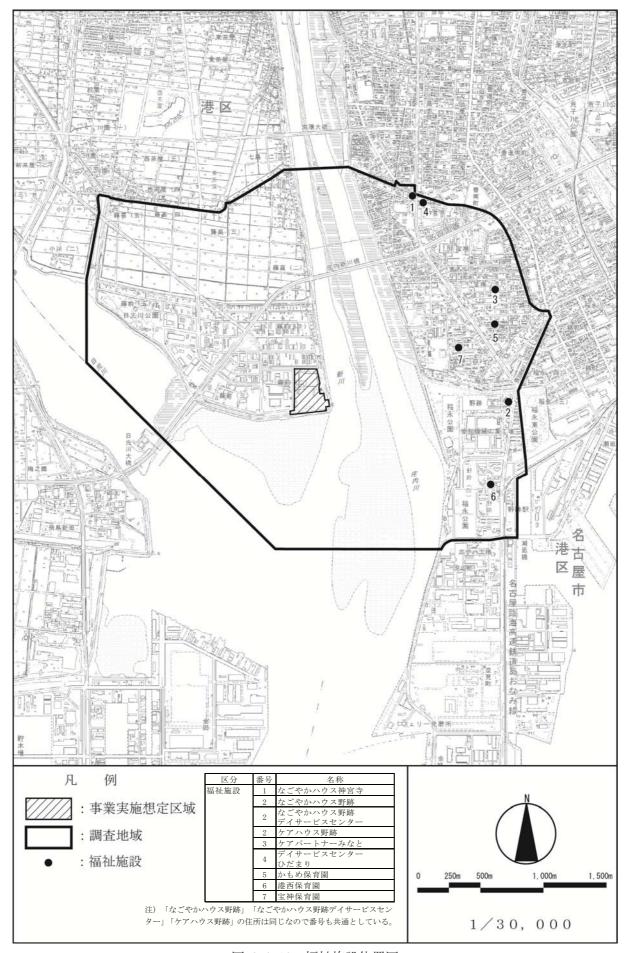


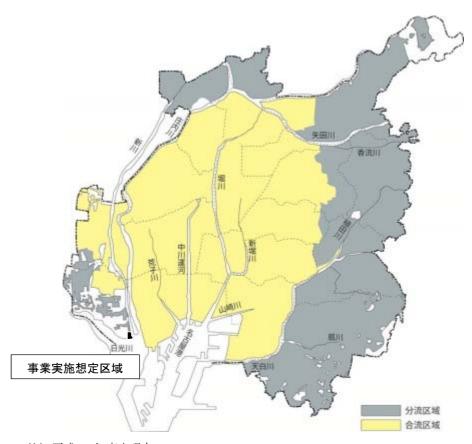
図 3-2-12 福祉施設位置図

(4) 上下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%(平成 28 年 3 月 31 日現在)、公共下水道の人口普及率*は 99.3%(平成 28 年 3 月 31 日現在)となっている。名古屋市の下水道整備状況は、図 3-2-13 に示すとおりであり、事業実施想定区域周辺には、下水道の未整備区域及び分流区域がある。なお、平成 29 年 5 月末時点で、事業実施想定区域は下水道の未整備区域である。

注)※は、総人口に対する下水道を利用できる人口の割合を示す。

出典)「平成 28 年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ホームページ) 「下水道の整備状況」(名古屋市上下水道局ホームページ)



注)平成26年度末現在 出典)「下水道の整備状況」(名古屋市上下水道局ホームページ) 図 3-2-13 下水道の整備状況

(5) 廃棄物の発生状況

名古屋市における平成27年度のごみ処理量は621,312トンで、前年度と比べ1,409トン(約0.2%)増加している。

名古屋市及び港区のごみ及び資源収集量は、表 3-2-6 に示すとおりである。港区における ごみ及び資源収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典) 「環境局 事業概要(平成28年度資料編)」(名古屋市ホームページ)

表 3-2-6 ごみ及び資源収集量(平成 27 年度)

単位:トン

区分		市収	資 源	合 計		
区 刀	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化	収集量	
名古屋市	389, 247 (81. 0)	18, 056 (3. 8)	7, 162 (1. 5)	1, 857 (0. 4)	64, 422 (13. 4)	480, 744
港区	25, 925 (81. 5)	1, 216 (3. 8)	410 (1. 3)	243 (0. 8)	4, 013 (12. 6)	31, 807

注) 1: () 内は合計に対する割合(%)で、四捨五入のため合計が100にならない場合がある。 2: 「環境美化」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。

3-2-6 関係法令の指定・規制等

(1) 公害関係法令

ア 環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準が定められている。ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年名古屋市条例第6号)に基づき、市民の健康 を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標として、大気汚染及び水質汚 濁に係る環境目標値が定められている。

(7) 大気汚染 [資料-1 (P. 127) 参照]

「環境基本法」に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

そのほか、低濃度ではあるが長期間の曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値として、水銀等 9 物質について指針値が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき大気汚染に係る 4 物質について環境目標値が定められている。

(イ) 騒音 [資料-2 (P. 129) 参照]

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(f) 水質汚濁 [資料-3 (P. 130) 参照]

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(I) 土壌汚染 [資料-4 (P. 139) 参照]

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類 「資料-5 (P. 140) 参照]

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の 汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気汚染 [資料-6 (P. 141) 参照]

a 施設に対する規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作

業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

一定規模以上の廃棄物焼却炉については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素について、排出基準が適用される。

なお、平成27年の「大気汚染防止法」改正により、平成30年4月1日からは、水銀排出施設の届出や排出基準の遵守などの水銀大気排出規制が始まる。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

b その他の規制

愛知県では、大気環境基準の達成維持及び地球温暖化防止を目指して、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」(平成4年法律第70号)の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象として「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めている。名古屋市とその周辺地域は対策地域に指定されており、自動車 NOx・PM 法の排出基準を満たしていない車(非適合車)は、市内(対策地域内)においては登録することができない。規制の対象となる車は、ディーゼル車及びガソリン・LPG 車(軽自動車を除くトラック、バス、特種自動車)である。

(イ) 騒音 [資料-7 (P. 145) 参照]

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に措置を執るよう要請する際の基準としての自動車騒音の限度(要請限度)が定められている。

(f) 振動 「資料-8 (P. 149) 参照]

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第16条第1項に基づき、市町村長が道路管理者又は都道府県公安委員会に措置を執るよう要請する際の基準としての道路交通振動の限度(要請限度)が定められている。

(I) 悪臭 [資料-9 (P. 152) 参照]

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、「悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準」(昭和 48 年名古屋市告示第 182 号)により、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水に係る規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法 (官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成15年名古屋市告示第412号)を定め ている。

悪臭関係工場等(ごみ処理場等)は、「愛知県生活環境保全条例」に基づき、毎年度の悪臭物質の排出の状況について、その年度終了後一月以内に「悪臭関係工場等届出書」を提出 しなければならない。

(才) 水質 [資料-10 (P. 154) 参照]

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき、特定事業場から公共用水域に排出される水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)により、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

また、平成24年6月に「水質汚濁防止法」が改正され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられた。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び燐について、「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成29年6月27日 愛知県告示第286号)、

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」(平成29年6月27日 愛知県告示第287号)及び「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」(平成29年6月27日 愛知県告示第288号)により、総量規制基準が定められている。

なお、計画施設からの排水については、下水道へ放流することから、「下水道法」(昭和33年法律第79号)及び「名古屋市下水道条例」(昭和22年条例第35号)に定める基準が適用される。

また、水銀及び PCB を含む底質には、「底質の暫定除去基準について」(環水管第 119 号 昭和 50 年環境庁水質保全局長通達)により、暫定除去基準が定められている。

(h) 地盤 [資料-11 (P. 157) 参照]

「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。また、井戸設備を設置する場合や地下水のゆう出を伴う掘削工事を行う場合であって、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm² を超えるときは、事前に名古屋市長に届出をしなければならない。

なお、「工業用水法」に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が 指定されており、調査地域には、同法に基づく規制はされていない。

(キ) 土壌

「土壌汚染対策法」において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、又は土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとして都道府県知事(名古屋市においては、市長)が調査命令を発出したときは、同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。

「土壌汚染対策法」に基づき、3,000m²以上の土地の形質変更を行おうとするときは、この旨を事前に名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定有害物質等取扱工場等にあっては、500m² 以上 3,000m² 未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、事前に当該特定有害物質の取り扱い状況に応じた土壌調査計画書を作成、提出し、実施した土壌汚染等調査の結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ク) ダイオキシン類 「資料-12 (P. 158) 参照]

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法に規定する特定施設からの排出ガス及び 排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。また、廃棄物焼却炉の集じ ん機で集められたばいじん及び燃え殻については、埋立等の処分を行う場合の処理基準が定 められている。

(ケ) 景観

名古屋市は、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

(コ) 日照

事業実施想定区域の用途地域は、準工業地域であり、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)による日影の規制地域に該当する地域である。

(サ) 緑化

名古屋市は、平成16年8月に改正された「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号)に基づき、平成20年10月より「緑化地域制度」を導入して、一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付けている。都市計画に緑化地域が定められていない区域では、名古屋市の「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づき、敷地面積の20%以上を緑化する必要がある。事業実施想定区域は緑化地域に指定されており、敷地面積の20%以上を緑化する必要がある。

(シ) 建築物に係る環境負荷低減

「名古屋市環境保全条例」に基づき、床面積(増築の場合にあっては増築部分の床面積)の合計が 2,000m²を超える建築物の新築等をしようとする者は、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る建築物環境計画書を作成し、市長に届け出なければならない。

(ス) 地球温暖化防止

「名古屋市環境保全条例」に基づき、地球温暖化対策事業者(燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kL以上(原油換算)に該当する工場・事業場)は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた地球温暖化対策計画書を作成し市長に届け出なければならない。

(2) 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物処理法」により、一般廃棄物、産業 廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、 「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成4年名古屋市条例第46号)によ り、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられ ている。

イ 建設廃材等

発生した廃棄物については、「廃棄物処理法」、「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」及び「建設廃棄物適正処理マニュアル(平成23年発行)」に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務づけられている。

ウ 一般廃棄物処理施設の設置

市町村が「廃棄物処理法」に規定する一般廃棄物処理施設を設置又は変更しようとするときは、その施設の設置及び維持管理に関する計画を記載した書類等並びに生活環境影響調査の結果を記載した書類を添付し、都道府県知事(名古屋市内においては、市長)に届出なければならない。届出書の作成にあたっては、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、届出書に記載すべき事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果の縦覧、意見書提出の機会の付与が義務付けられている。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月環境省)において、環境 影響評価に関する条例等に基づき実施された、生活環境影響調査に相当する内容を有する評 価書等を生活環境影響調査書として添付することは差し支えないとしている。

エ 維持管理計画及び記録の公表等

「廃棄物処理法」において、一般廃棄物処理施設である焼却施設等については、その維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する記録の公表が義務付けられている。本市では名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表している。

(3) 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査地域には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」 (昭和 43 年愛知県条例第 7 号) に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査地域には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)及び「自然環境の保全及び 緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく自然環境保全地域の指定 はない。

ウ 特別緑地保全地域の指定状況

調査地域では、「都市緑地法」 (昭和 48 年法律第 72 号) に基づく特別緑地保全地区の指 定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査地域は、陸域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。さらに、図 3-2-14 に示すとおり、日光川、庄内川、新川から名古屋港にかけての水域は鳥獣保護区に、事業実施想定区域南側の藤前干潟に該当する範囲は鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

出典) 「あいちの環境 鳥獣保護区等位置図」(愛知県ホームページ)

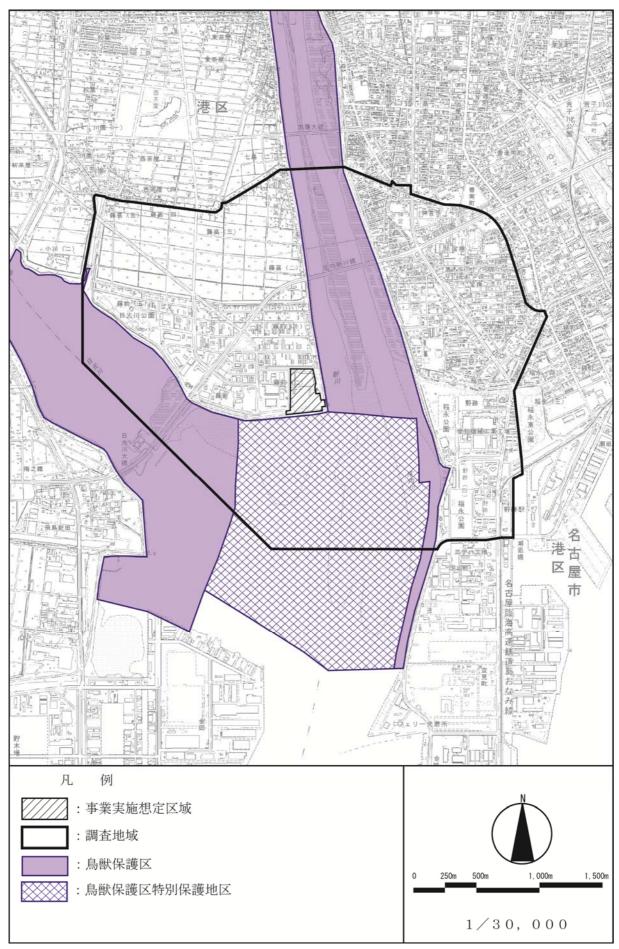


図 3-2-14 鳥獣保護区等の指定状況

(4) 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査地域には、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり地防止区域の指定状況

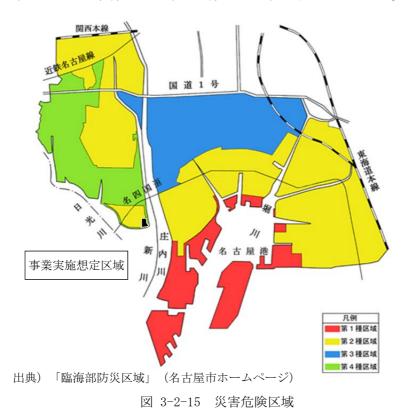
調査地域には、「地すべり等防止法」 (昭和 33 年法律第 30 号) に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査地域では、図 3-2-15 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」(昭和 36 年名古屋市条例第 2 号)に基づく臨海部防災区域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に指定されている。事業実施想定区域については、第 2 種区域及び第 4 種区域に指定されている。



オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査地域では、図 3-2-16 に示すとおり、「都市計画法」に基づく準防火地域に指定されている。事業実施想定区域については、一部を除いて準防火地域に指定されている。

出典) 「名古屋市都市計画情報提供サービス」 (名古屋市ホームページ)

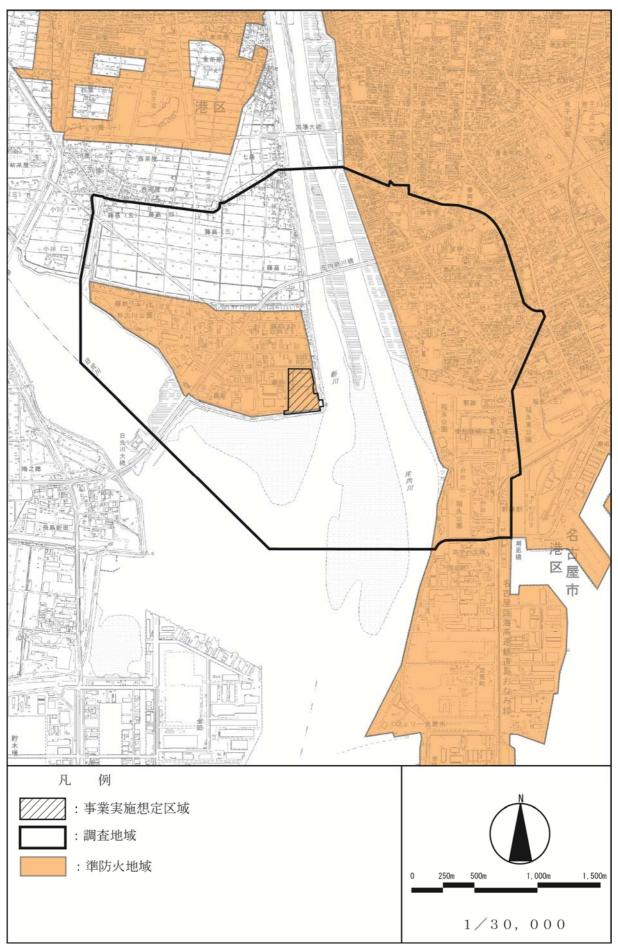


図 3-2-16 防火地域

3-2-7 環境保全に関する計画等

(1) 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成23年度に策定している。策定地域には名古屋市をはじめ7市が含まれており、主要課題である「都市地域の大気汚染」、「自動車交通公害」、「伊勢湾及びその流域都市内河川の水質汚濁」、「油ヶ淵の水質汚濁」に対し講ずる施策等を定めている。なお、計画の実施期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とされている。

(2) 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」(平成7年条例第1号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成9年8月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成14年9月に第2次として、平成20年3月に第3次として、平成26年5月に第4次として改訂されている。

平成42年に向けた目標として「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指し、その実現に向けて平成32年度までに取り組むべき施策の方向性が示されている。

(3) 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成11年8月に、「第2次名古屋市環境基本計画」を平成18年7月に策定している。その後、「第2次名古屋市環境基本計画」が目標年次を迎えたことから、新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取り組みの推進、COP10の開催、地球温暖化の防止に加え、2050年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の3つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第3次名古屋市環境基本計画」を平成23年12月に策定した。「第3次名古屋市環境基本計画」の施策は、表3-2-7に示すとおりである。また、指標は、表3-2-8に示すとおりである。なお、計画の目標年度は平成32年度(2020年度)である。

表 3-2-7 第3次名古屋市環境基本計画の施策

2020 年目標	取組方針	施策の方向		
	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進		
	環境と経済・社会の好循環を推 進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進		
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進・国内外の自治体との連携推進		
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全・水環境の保全・騒音・振動対策の推進・地盤環境の保全・公害による健康被害の救済・予防		
風土を活かし、	有害化学物質等の環境リスク を低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有		
ともに創る環境 首都なごや	ごみ減量・リサイクルを推進し ます	・発生抑制・再使用の推進・分別・リサイクルの推進・産業廃棄物対策の推進		
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減		
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり		
	健全な水循環の保全と再生を 推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用		
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進		
	低炭素なまちづくりを推進し ます	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進		

表 3-2-8 第3次名古屋市環境基本計画の主な指標

環境 都市像等	取組方針	指標項目	指標の説明	2010 年度 (計画策定時)	2015 年度 (最新)	2020 年度 目標
健康安全	取組方針 4 健康で安全な生 活環境を確保し ます	環境目標値(二酸	当該年度における二酸化 窒素の環境目標値の達成 率 (達成箇所/調査地点)	77.8%	94.1%	100%
都市		環境目標値(BOD)	当該年度におけるBODの環 境目標値の達成率 (達成箇 所/調査地点)	72.0%	80.0%	100%
	取組方針 6 ごみ減量・リサイ クルを推進しま す		市内で排出されたごみと 資源を合計した量	97万トン	92万トン	現状値以下
循環型 都市		ごみ処理量	市で処理するごみの量(他都市から受け入れているごみを除く)	62万トン	62万トン	54万トン
	取組方針 7 ごみを安全・適正 に処理します	ごみの埋立量	市内で排出されたごみの 焼却灰などの埋立量	5.6万トン	4.7万トン	2万トン
低灰素 都市	低炭素な生活を		市域内で排出される温室 効果ガスの排出量の削減 率	11.0%削減 (2008年度)	9.1%削減 (2013年度)	25%削減